

渋谷区告示第258号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、松濤ハイツマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和7年10月1日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
松濤ハイツマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
(1) 名 称 松濤ハイツ
(2) 敷地の区域 東京都渋谷区神泉町115番1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
東京都渋谷区神泉町115番1
- 4 事業施行期間
組合設立認可の日から令和14年3月まで
- 5 事務所の所在地
東京都中央区日本橋本町1-4-3 日本橋ムロホンビル1 5階
株式会社玉麻屋内
- 6 設立認可の年月日
令和7年10月1日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、事務所及び事業の所在地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和7年10月30日